

虐待防止指針

1. 目的

虐待の行為について定義をし、虐待防止への取組及び、万が一発生した場合の対応について定める。

2. 担当

虐待防止担当者は、相談員とする。

3. 委員会の開催

定期的な会議については、1年に1回以上開催とし、委員会の委員長が開催を総括責任者へ申し出る。又、緊急性のある場合は、虐待防止担当者が委員長に申し出、総括責任者へ上申し委員会を開催し協議する。

4. 職員の研修

年1回以上の研修を行う事とする。

虐待防止マニュアル

4. 虐待の定義

(1) 身体的虐待

入居者の身体に外傷が生じ又は生じるおそれのある暴行を加えること。

(2) ネグレクト（支援を著しく怠ること）

入居者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の入居者を支援すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(3) 心理的虐待

入居者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の入居者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 性的虐待

入居者にわいせつな行為をすること又は入居者をしてわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

入居者の財産を不当に処分することその他入居者から不当に財産上の利益を得ること。

(6) 身体的虐待

生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いた身体拘束を行うこと。

※身体拘束に関するガイドラインで定義されている。

5. 虐待防止の措置

- (1) 虐待防止の職員の責務の周知と資質の向上
- (2) 虐待防止に関する職員研修
- (3) 虐待に関する苦情処理の体制整備
- (4) 虐待予防の職場管理

3. 職員の責務

- (1) 職務において、虐待を行わない。
- (2) 入居者における虐待のサインを発見する。
- (3) 職員の発言や様子から、心理的、肉体的、経済的なストレスに気づき対応する。
- (4) 認知症の入居者へ適切な対応をする。
- (5) 入居者との信頼関係を構築する。

6. 職員研修

- (1) 虐待の定義
- (2) 虐待事例
- (3) 虐待サインの習得
- (4) 認知症への対応技術
- (5) ケアコミュニケーション
- (6) 身体拘束に関すること。
- (7) その他虐待防止に関すること。

7. 苦情処理の体制

虐待に関する苦情処理については、苦情解決規程に基づいて処理する。

8. 虐待のサイン

(1) 身体的虐待

- ①説明のつかない転倒や小さな傷が頻繁に見られる。
- ②腿の内側や上腕部の内側、背中などにあざやみみずばれがある。
- ③回復状態が段階の傷やあざ、骨折の跡がある。
- ④臀部や手のひら、背中などにやけどの跡がある。
- ⑤たやすく怯え、恐ろしがる。
- ⑥「ここにいたくない」「蹴られる」「たたかれる」などの訴えがある。
- ⑦職員に話すこと、援助を受けることをためらう。
- ⑧職員に対する話の内容がしばしば変化する。

(2) ネグレクト

- ①部屋が極端に非衛生的である、あるいは異臭がする。
- ②部屋の中に衣類やおむつなどが散乱している。

- ③寝具や衣服が汚れたままであることが多い。
- ④ぬれたままの下着を身につけている。
- ⑤かなりの程度の潰瘍や褥瘡ができています。
- ⑥適度な食事を摂っていない、栄養失調の状態にある。
- ⑦物事や周囲のことに対して極度に無関心である。
- ⑧疾患の症状が明白にあるにもかかわらず、医師の診断を受けていない。

(3) 心理的虐待

- ①指しゃぶり、かみつき、ゆすりなど悪習慣が見られる。
- ②不規則な睡眠（悪夢、眠る事への恐怖、過度の睡眠など）の訴えがある。
- ③ヒステリー、強迫観念、強迫行為、恐怖症などの神経的反応が見られる。
- ④食欲の変化、摂食の障害（過食、拒食）が見られる、不自然な体重の増減がある。
- ⑤過度の恐怖心、怯えを示す。
- ⑥強い無力感、あきらめ、なげやりな態度などが見られる。

(4) 性的虐待

- ①歩行、座位が困難、肛門や女性性器からの出血や傷がある。
- ②たやすく怯え、恐ろしがる。
- ③人目を避け、多くの時間を一人で過ごす。
- ④職員に話すこと、援助を受けることをためらう。
- ⑤自傷行為が見られる。
- ⑥睡眠障害がある。

(5) 経済的虐待

- ①年金や財産などがあり財政的に困っていないはずなのに、お金がないと訴える。または状況が見受けられる。
- ②費用のかかるサービスが受けたくないと言う。
- ③サービスの費用負担や生活費の支払いが突然できなくなる。
- ④資産の状況と衣食住などの生活状況の落差が激しい。
- ⑤知らない間に預貯金が引き出された訴え、または状況が見受けられる。

(6) 身体拘束

- ①本人、家族の同意がない身体拘束が行われている。
- ②緊急時やむを得ない場合の理由と実施記録がない身体拘束が行われている。

9. 職場管理

- ①総括責任者は、虐待予防の体制を確立する。
- ②総括責任者・職員が一体となって確実の虐待予防対策に取り組む。
- ③総括責任者は、着実に運用されているか、マンネリ化していないかなど

のチェックをする。

- ④問題等があっても容易に発言できない雰囲気になっていたり、発言しても黙殺されることのない環境を整える。
- ⑤各種会議等を通じて職場の意見を吸い上げる環境を整備する。
- ⑥入居者の自主性と人間としての尊厳を尊重する視点に立って業務を遂行する。
- ⑦地域との交流等を図り、外部からの新しい風を入れながら、職員の意識改革を図る。
- ⑧施設の情報公開し、外部への情報発信を行い閉鎖的な環境を作らない。

10. 虐待に係る通報

- ①虐待を受けたと思われる入居者を発見した者は、速やかに施設長に報告するものとする。
- ②施設長は、生命又は身体に重大な危険が生じている場合は宮古市に通報する者とする。
- ③施設長は、職員に対して上記の通報をすることを理由として、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

令和4年4月1日 改正